

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第75回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

令和6年3月5日（火）9：56～10：23

2 場所

福岡高等裁判所1202号会議室

3 出席者

（委員）片山昭人（委員長）、熊野直樹、作間功、永幡無二雄、山本裕子（敬称略。五十音順）

（庶務）杉光総務課長、阿部総務課課長補佐

（説明者）上拂事務局長

4 議題

(1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について

(2) 令和6年10月から令和7年1月までの再任（判事任命）を希望する候補者に関する情報収集について

5 審議資料（添付省略）

- ・ 2月21日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

6 協議等

(1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について

熊野委員（委員長代理）の進行により、田口前地域委員長の退任に伴い、後任の福岡地域委員会委員長を、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条1項により互選することとされた。

片山委員が立候補し、全員一致で片山委員が委員長に選任された。片山委員長は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条2項で準用する同規則第8条3項に基づき、熊野委員を委員長代理に指名した。

(2) 令和6年10月から令和7年1月までの再任（判事任命）を希望する候補者に関する情報収集について

ア 庶務から、審議資料のとおり指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い、その結果を6月5日（水）までに指名諮問委員会に送付するよう通知があった旨説明された。

イ 庶務から、各指名候補者の情報収集方法の概要について説明された後、別紙第1及び同第2の依頼文書（案）について従前からの変更点及び変更理由について、以下のとおり説明され、審議の結果、別紙第1及び同第2の依頼文書を各検察庁及び各弁護士会宛てに送付して情報提供を依頼することが了承された。

（ア） 変更点について

- ・別紙第1及び同第2につき、
 - ① 本文中の「指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報」の次に、「(具体的な事実)」を付加した。
 - ② 記3「情報収集における留意事項」中、「自ら体験した事実について各別に、」を付加した。
- ・別紙第2につき、
 - ③ 記3「情報収集における留意事項」中、「段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し」との従前の記載を、「段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方を引き続き周知し」との記載に変更した。

(イ) 変更理由について

①については、前回の福岡地域委員会における委員からの意見を踏まえたものである。②については、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において、情報提供は、複数人の連名による場合でも、自ら体験した事実について各別に情報提供すべきと整理された趣旨を踏まえたものである。③については、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において、段階評価式アンケートによる情報収集が相当ではないことについて、引き続き周知を依頼することにとどめられたことから、その趣旨に沿う内容に変更したものである。

- (3) また、(2)の情報提供依頼に当たっては、引き続き地域委員会庶務において、依頼文書の発送の際に送付先に対し、期限遵守について連絡することとされた。

7 報告事項

- (1) 庶務から、令和5年12月4日、指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者並びに弁護士任官候補者について答申されたことが報告された。
- (2) 庶務から、令和5年12月15日、指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、司法修習生(第76期)からの判事補任命候補者について答申されたことが報告された。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会(第76回)の期日が、次のとおり指定された。

令和6年5月30日(木)午前10時

以上

令和6年3月〇日

〇〇検察庁の長 殿 <各別に宛先記載>

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 ○ ○ ○ ○

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和6年下半期（令和6年10月から令和7年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報（具体的な事実）を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和6年5月23日（木）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官

からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、自ら体験した事実について各別に、各検察官から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

文書の宛て先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区六本松4丁目2-4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

(内線2100総務課長杉光、2101総務課課長補佐阿部)

令和6年3月〇日

〇〇弁護士会長 殿 <各別に宛先記載>

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 ○ ○ ○ ○

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和6年下半期（令和6年10月から令和7年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報（具体的な事実）を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和6年5月23日（木）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供

は、自ら体験した事実について各別に、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方を引き続き周知し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

おって、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

文書の宛て先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区六本松4丁目2-4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

(内線2100総務課長杉光、2101総務課課長補佐阿部)